

# 社会医療法人アンリー・デュナン会

## あんじゅ 安寿ケアセンター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人アンリー・デュナン会が開設する安寿ケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は経過的要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あんじゅ 安寿ケアセンター
- (2) 所在地 深川市4条12番6号 いちご館 2階

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・介護支援専門員と兼務）  
管理者は介護支援専門員とし、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（内1名は管理者と兼務・常勤）  
指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員の員数の標準は、利用者の数が4.4人又はその端数を増すごとに1人とする。
- (3) 介護支援専門員は、介護支援サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月1日、8月15日、12月30日から1月5日までを除く。
- (2) 営業時間  
午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制  
事業所内に相談体制を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 居宅サービス計画の作成  
支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。指定居宅サービス事業者に関する内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連携調整を行う。  
利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- (3) 課題分析票の種類  
利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方法については、「包括的自立支援プログラム」等とする。
- (4) サービス担当者会議  
居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、また、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有するため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合は、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該計画等を作成する。
- (5) 居宅訪問  
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行い、特段の事情がない限り、少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者との面接を行い、実施状況の把握の結果を記録する。
- (6) 福祉用具  
居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。

居宅サービス計画に福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載する。

- (7) 要支援認定  
要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
  - (8) その他  
利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。
- 2 指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、介護支援専門員1人当たり8件を上限とし、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。
- (1) 介護予防支援業務を行うに当たっては、省令に基づき適正に実施する。

#### (費用等)

- 第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 通常の実施地域から、往復おおむね10キロメートル未満 300円
  - (2) 通常の実施地域から、往復おおむね10キロメートル以上 500円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

#### (通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の実施地域は、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町の区域とする。

#### (苦情処理)

- 第9条 提供した居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講じるものとする。
- 2 相談窓口は、管理者とする。

#### (高齢者虐待防止)

- 第10条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- (1) 研修等を通じて、人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。  
(虐待防止検討委員会の設置・指針整備・研修は年1回以上開催)
  - (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
  - (3) 介護支援専門員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、介護支援専門員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(業務継続計画の策定)

第 1 1 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護支援サービスを継続的に提供出来る体制を構築する為に、業務継続計画を策定し、必要なサービスの提供に努める。

(事故発生時の対応)

第 1 2 条 居宅介護支援サービスの提供に当たって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等関係者に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、速やかに利用者に損害賠償を行うものとする。ただし、当事業所に故意過失がない場合はこの限りではない。

(その他運営についての留意事項)

第 1 3 条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持をさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人アンリー・デュナン会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 3 0 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。  
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。